技術を磨き、心をつなぐ

FUJIMI

FUJIMI INCORPORATED

第68期
定時株主総会招集ご通知

開　催　日　時

2020年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前９時20分）

開　催　場　所

愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地１
にしび創造センター　ドレミホール（３階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、本総会の開催場所を変更する場合がございます。
開催場所、運営方法に変更が生じた場合及び本総会における感染予防の対応に関する詳細は、下記ウェブサイトに掲載いたしますのでご確認くださいますようお願い申しあげます。
http://www.fujimiinc.co.jp/**

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/5384/

目　　次

招集ご通知…… 1
議決権行使のご案内…… 3
株主総会参考書類
　第１号議案　剰余金処分の件…… 5
　第２号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件… 6
　第３号議案　取締役６名選任の件…… 27
　第４号議案　監査役１名選任の件…… 31
　第５号議案　補欠監査役１名選任の件…… 32
事業報告…… 34
連結計算書類…… 57
計算書類…… 60
監査報告…… 63

株式会社フジミインコーポレーテッド
証券コード：5384

株 主 各 位

証券コード5384
2020年６月３日

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目１番地１
株式会社フジミインコーポレーテッド
代表取締役社長　関　　敬　史

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主の皆様の安全・安心を最優先に株主総会当日のご出席をお控えいただくよう強くお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年６月23日(火曜日)午後５時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１ 日　　時	2020年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時20分）
２ 場　　所	愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地１ にしび創造センター　ドレミホール（３階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３ 目的事項	報告事項　１．第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件 第３号議案　取締役６名選任の件 第４号議案　監査役１名選任の件 第５号議案　補欠監査役１名選任の件

4 その他本招集通知に関する事項	以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス http://www.fujimiinc.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。 ① 連結計算書類の注記 ② 計算書類の注記 したがって、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社のウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記となります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.fujimiinc.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前９時20分）

ご推奨



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時到着分まで

ご推奨



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

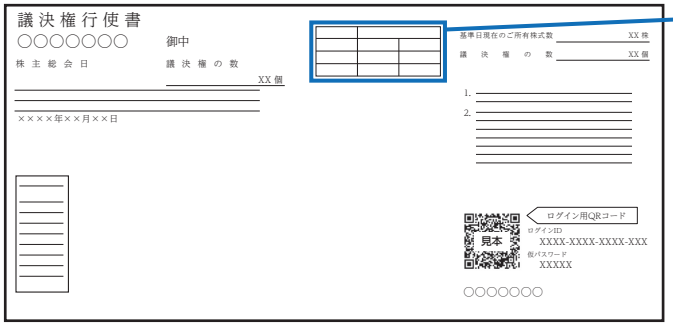

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

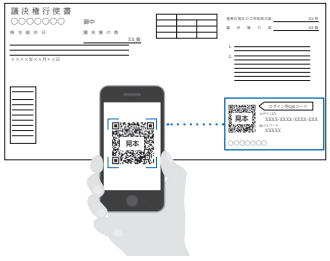

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

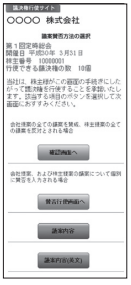

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

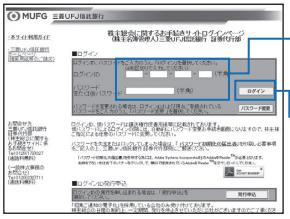

3 新しいパスワードを登録してください。

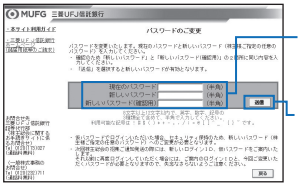

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議 案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1．期末配当に関する事項

当社は、株主に対する適正な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識し、経営にあたっております。配当につきましては連結配当性向を50％以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、１株につき普通配当47円とさせていただきたく存じます。

（１）　配当財産の種類

金銭といたします。

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金47円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,176,484,683円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金40円を含め、１株につき87円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月25日といたしたいと存じます。

2．その他の剰余金の処分に関する事項

（１）　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　1,000,000,000円

（２）　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　1,000,000,000円

（ご参考）配当金の推移

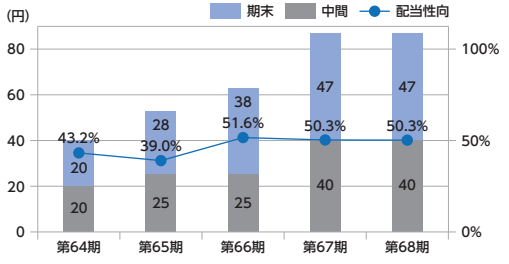

第２号議案　当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

2018年６月22日開催の当社第66期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の有効期間は、本株主総会の終結をもって満了することとなります。

当社は、本対応方針導入後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収防衛策のあり方につき検討を重ねてまいりました。その結果、現対応方針の有効期間満了に先立ち、2020年５月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(２)）として、本対応方針の内容を更新する（以下「本更新」といいます。）ことを決定しました。なお、本対応方針の更新にあたり、有効期限の変更を除き、本対応方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

つきましては、当社定款第７章第43条（買収防衛策の導入等）の定めに基づき、本対応方針を更新することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の内容を決定した当社取締役会には、社外取締役２名を含む全ての取締役が出席し、本更新につき全員一致で承認可決がなされております。また、当該決議にあたっては、社外監査役２名を含む全ての監査役が本更新に異議がない旨の意見を表明しております。

１．提案の理由

（１）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、2020年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙１「当社の大株主の状況」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として

考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウ等の無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらを中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（2）当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

（a）当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なＣＭＰ（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨等、高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、市場優位性を維持しております。

当社は、超精密研磨分野において長年にわたってお客様の要求に応え続けるとともに、開発・製造技術の向上・蓄積に努めてまいりました。その過程において、お客様との信頼関係を築き上げ、柱となる３つのコア技術「ろ過・分級・精製技術」「パウダー技術」「ケミカル技術」を確立しました。「ろ過・分級・精製技術」は、砥粒の粒度分布を制御し、研磨対象物の品質に悪影響を及ぼす粗大粒子や不純物を除去する技術、「パウダー技術」は、粒子の形状を制御し、異なる粒子を均一に混ぜ合わせ造粒する技術、「ケミカル技術」は、研磨材の性能向上に寄与する分散・溶解・表面保護作用を発現させる添加剤を適切に選定する技術です。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土により、企業競争力を高めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度のさらなる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

（b）企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）

2016年11月に策定した現行の中長期経営計画では、「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を中長期企業ビジョンに据えました。これは、社員一人ひとりから自発的なアイデアとチャレンジが次々と生まれ、それを育む土壌を整えることで、環境の変化に対応し、目指すべき最終ゴールである企業文化ビジョンに掲げた「強く、やさしく、面白い」会社に向かっていくことを意図したものです。

当社が主たる事業領域としている半導体市場の環境変化は激しさを増しており、売上高の8割近くを半導体関連分野が占める当社への影響も小さくありません。長らく半導体市場の主役であったパソコンに代わり、市場を牽引してきたスマートフォンも既に成長率は大きく鈍化し、ポストスマートフォンとしてAI、IoT、自動運転等業界の動きが活発化しております。こうした事業環境下、安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、特定の市場や用途に偏ることがない事業構造が必要であると考え、非半導体関連売上構成比の向上を目指してまいりました。一方で、当社は2012年に事業ドメインを「パウダー＆サーフェス」と定めましたが、実際のところは従前同様に研磨材を中心にした事業活動が軸となっておりました。

中長期経営計画では、成長の方向性として目指す事業ドメインを改めて「パウダー＆サーフェス」と再認識するとともに「表面加工ソリューション」を新たに掲げ、新規事業売上構成比、非半導体向け売上構成比及び非研磨分野売上構成比の向上に向けた取組みを進めております。また、新規用途の拡充及び新規事業の育成・獲得も中長期経営計画の一つの柱としており、短期的には既存事業での深掘りと周辺領域の新規用途開拓を進め、中期的には「パウダー＆サーフェス」を意識した非研磨用途・事業を拡充し、更に長期視点では新規事業・新技術育成を進めております。なお、長期視点では、2015年４月に先端技術研究所を設置し、既存事業の基盤強化と中長期視点での研究開発、新規事業機会の探索と創出及び当社技術の強みを体系化・全社共有化・伝播することに取組んでおります。その取組みの一環として当社事業の強化と新規事業創出のスピードアップを目的として、同年11月にコーポレート・ベンチャー・キャピタルファンドを設立し、独自技術を有する複数のベンチャー企業に対して出資を行っております。

上記取組み成果を測る指標として、新規事業売上構成比、非半導体向け売上構成比及び非研磨分野売上構成比について目標を定め、定期的に進捗の確認を行い、安定的かつ持続的な成長に繋げてまいります。

また、成長分野への積極投資と併せ株主の皆様への還元についても目標とする連結配当性向を50％以上とし強化しております。ＣＳＲ活動においては、これまでの活動に加え、両立支援、女性活躍推進等にもより一層力を注ぎ、持続的な企業価値増大を目指してまいります。

具体的な各事業毎の施策は以下のとおりです。

シリコン事業

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。切断から仕上げ研磨までトータルソリューションを可能とする高品質な製品・サービスを揃えております。益々高度化するお客様の要求に応えるべく、引き続き新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。また、近年、電気自動車、ハイブリッド自動車の普及が進む中で、注目度が高まっているパワーデバイス基板向け製品開発にも注力し、一部上市しております。

ＣＭＰ事業

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。半導体デバイスは高性能化、高密度化、高集積化に伴い、CMPが適用される工程は増加傾向にあります。お客様の製造・開発拠点に近い、日本、米国、台湾に製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を開発しております。また、成長が期待される中国市場に対しても、開発及び販売活動を推進しております。

ディスク事業
　デジタルデータの記録媒体であるハードディスクドライブ用ディスク基板の製造工程に用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを実施することでお客様との信頼関係を構築しております。クラウドサービスや5Gにより送受信されるデータ容量の増加が見込まれており、データセンター向けのハードディスク需要が高まっている中で、次世代ディスク基板への要求を早期に入手し具現化するため基礎開発の拡充も図り、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

機能材事業
　電子部品、自動車、レンズ等の製造工程で使用される精密砥石、研磨布紙及びラッピング・ポリシング・ブラスト向けの研磨材と充填剤等として使用される機能性材を研究開発し製造販売する事業です。粒子形状・粒度分布制御及び造粒技術を始めとするパウダー技術を活かし、お客様のご要望に的確な対応をすることにより潜在的なニーズまでも引き出し、更に信頼を高めてまいります。また、パウダーの新たな用途についても技術力を強化し、探索を進めております。

溶射材事業
　半導体装置、航空機及び鉄鋼等様々な業界の機械部材の長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックス等の溶射材を研究開発し製造販売する事業です。独自の粉末造粒技術を一層強化し、タイムリーなソリューション提案を行うとともに、新規市場として期待される3Dプリンター用超硬材料等の開発にも注力し、売上拡大を目指してまいります。

新規事業
　既存事業以外の様々な新規用途で用いられる、多種多様な材料（金属、樹脂、セラミック、複合材料等）や形状（２次元、３次元形状）に対応した研磨材等を研究開発し製造販売する事業です。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面創成のご要望に、研磨材のみならず用途に応じた周辺消耗材や装置、加工プロセスまでを含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

（c）コーポレート・ガバナンスについて
　当社は、法令を遵守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の向上を目指し、株主、お客様、地域社会の皆様から信頼される企業となるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
　当社は監査役制度を採用しており、監査役３名のうち２名は独立性を有する社外監査役です。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名を選任しております。
　当社の取締役会は、社外取締役２名を含めた７名で構成されています。経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期は１年とし、株主の皆様から毎年の選解任を通じてガバナンスを受ける体制としております。
　当社の取締役会は、毎月１回以上開催し、法令・定款に基づき決議を要する事項が決議されるほか、業務執行の監督及び経営に関する重要事項の審議と報告が随時なされております。また、経営環境の変化に迅速に対応することを目的として、取締役及び本部長で構成する経営会議や、その他の主要な会議を毎月開催し、経営上の問題点の把握及びその対応、その他経営に関する重要事項を検討、審議しております。
　監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見等を述べるほか、会計監査人、内部監査室と連携しながら公正な監視体制の下で監査を行っております。
　また、当社グループの事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、グローバルリスク管理委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動をグローバルに行っております。
　当社は、これからもコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値の向上に取り組んでまいります。

（3）本更新の目的

上記１.(１)記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、本対応方針を更新することを決定いたしました。

下記２.(４)(a)に記載のとおり、本対応方針においては、対抗措置の発動の是非に関する判断等にあたって、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程（概要は別紙２記載のとおりです。）に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任するものとします。本更新時の独立委員会の委員には、髙橋正彦氏、川下政美氏及び山川隆久氏の合計３名に就任をいただく予定です。各委員の略歴は、別紙３「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

なお、本対応方針の概要については、別紙４「本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」に記載のとおりです。

２．提案の内容

（1）大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案[1]（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

①当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が20%以上となる買付けその他の取得

②当社が発行者である株券等[5]について、公開買付け[6]を行う者の株券等所有割合[7]及びその特別関係者[8]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（a）「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」（大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のされたもの）を当社の定める書式を用いて日本語で提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

（ｉ）大規模買付者の概要

①氏名又は名称及び住所又は所在地

②代表者の氏名

③目的及び事業の内容

④大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
⑤国内連絡先
⑥設立準拠法

（ⅱ）大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類及び数、並びに、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

（ⅲ）大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等[9]を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

（ⅳ）大規模買付ルールに従う旨の誓約（条件又は留保は付さないものとします。）

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在、及び大規模買付意向表明書に署名又は記名捺印を行った代表者の資格を証明する書類を添付していただきます。

（b）「大規模買付情報」の提供

上記（a）に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。なお、大規模買付情報は日本語で記載されるものとします。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日[10]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記（a）（ⅰ）⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様に開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が適宜回答期限を定めた上、別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。但し、最終の回答期限（以下「最終回答期限」といいます。）は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、大規模買付意向表明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします（但し、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者[11]、特別関係者及び大規模買付者を被支配法人等[12]とする者の特別関係者）（以下「大規模買付者グループ」といいます。）の詳細（その名称、財政状態、経営成績その他の経理の状況、大規模買付者グループの関係（資本関係、取引関係、人的関係等）の概略を含みます。）[13]

②大規模買付行為の目的、方法及び具体的内容（関連する取引の仕組み並びに大規模買付行為の適法性及び大規模買付行為の実現可能性に関する意見を含みます。）

③買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、交換比率）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯

④大規模買付行為に要する資金の調達状況、当該資金の調達先の概要及び関連する取引の概要
⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得に関する情報
⑥大規模買付者が既に保有し又は大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する第三者との間の合意の具体的内容
⑦大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑧大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
⑨大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
⑩当社の株主（大規模買付者を除きます。）、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者に対する対応方針
⑪大規模買付者グループと反社会的勢力との関係に関する情報
⑫その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった場合には速やかに開示するとともに、大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるとき又は最終回答期限が到来した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

（c）取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記（4）（a）に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし、下記（2）（c）に記載の株主意思確認総会又は書面投票が実施される場合においては、対抗措置に係る議案が否決された後にのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

（2）大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（a）対抗措置発動の条件

（ⅰ）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合において、対抗措置を発動することが必要且つ相当である場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、下記(ｂ)に従い、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

（ⅱ）大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、直ちに、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じることはありません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、別紙５に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、当社取締役会は、下記(ｂ)に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

（b）対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

但し、下記(ｃ)に基づき株主意思の確認手続を実施する場合には、当社取締役会は、当該株主意思の確認手続の結果に従うものとします。

（c）株主意思の確認

当社取締役会は独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施する場合があります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認手続を行う場合又はその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、投票基準日の２週間前までに公告を行います。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の３分の１以上を有する株主が出席し、その投票

権の過半数をもって賛否を決するものとします。書面投票による場合、総株主の投票権の３分の１以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

（ｄ）発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(ｂ)及び(ｃ)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止されないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記４．(２)に記載のとおり、当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

（３）対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙６に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

（４）独立委員会の設置及び諮問等の手続

（ａ）独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙２に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、３名以上とし、

当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本更新時の独立委員会の委員には、髙橋正彦氏、川下政美氏及び山川隆久氏の合計３名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙３「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。また、独立委員会は、発動した対抗措置の維持について、当社取締役会の諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を維持するか否かの判断を行うものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通じて、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（取締役会評価期間内において最長30日とします。）を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下「当社取締役会情報」といいます。）を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、当社監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。

（b）独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

（5）本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2022年６月に開催予定の当社第70期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会又は当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3．本対応方針の合理性について

（1）株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、更新されるものです。

また、本株主総会において本更新に関する議案が承認された場合であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。また、当社取締役会は独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について、株主意思の確認手続により株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

（2）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、本対応方針の更新にあたっては、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

（3）当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新されるものであること

本対応方針は、上記１．（３）「本更新の目的」に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、更新されるものです。

（4）合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記２．（２）（ａ）に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

（5）独立委員会の設置

上記２．（４）に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か等についての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

（6）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．（５）に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。

したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主及び投資家の皆様に与える影響

（１）本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本対応方針がその更新時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

（２）本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．（２）（ｄ）に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

（３）本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様が本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社の株式１株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化が生じることとなります。

但し、当社が非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換に当社株式を交付する場合には、非適格者以外の株主の皆様は本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社の株式１株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は原則として生じません。

もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は当社取締役会の承認なくして行うことができないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について行使又は取得の結果株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

他方、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利等には希釈化が生じることが想定されます。

5．本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

（1）本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられます。かかる割当ての対象となる株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

（2）本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の株主の皆様による行使又は当社による取得に際して株主の皆様に必要となる手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

非適格者以外の株主の皆様に本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含みます。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使してくださいますようお願い申しあげます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意ください。

6．その他

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

---

[1]第三者に対する勧誘行為を含みます。

[2]金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

[3]金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者を意味し、同条第３項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

[4]金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じとします。

[５]金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。

[６]金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けを意味します。以下同じとします。

[７]金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じとします。

[８]金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者を意味します（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

[９]金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。

[10]なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

[11]金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

[12]金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。

[13]大規模買付者がファンドの場合には、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

（別紙１）

当社の大株主の状況

当社の2020年３月末時点の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資の状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の割合(%)
有限会社コマ	3,743	14.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,812	7.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,469	5.8
株式会社かんぽ生命保険	1,005	4.0
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	728	2.9
越山　勇	717	2.8
フジミ取引先持株会	665	2.6
日本生命保険相互会社	639	2.5
一般財団法人越山科学技術振興財団	600	2.3
野田　純孝	520	2.0
計	11,901	47.5

（千株未満切捨て、小数点第２位切捨て）

（注）１．持株比率は、自己株式(3,667,911株)を控除して計算しております。
２．当社は、株式給付信託（ＢＢＴ）及び株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）を導入しております。
このため資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が当社株式311,200株を保有しておりますが、自己株式に含まれておりません。なお、当事業年度において、当社株式72,500株が減少しておりますが、これは株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）における給付によるものです。

（別紙２）

独立委員会規程の概要

1．独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。

2．独立委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3．独立委員会の委員の任期は、選任の時から１年以内に開催する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

5．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

6．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7．独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

（１）本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。）

（２）本対応方針に係る対抗措置の維持の是非

（３）本対応方針の廃止及び変更

（４）その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

（別紙３）

独立委員会委員の略歴

髙橋　正彦氏（1944年12月23日生まれ）

1970 年	10月	監査法人丸の内会計事務所　入所
1974 年	10月	公認会計士　登録
1979 年	10月	監査法人八木・浅野事務所（現　EY新日本有限責任監査法人）入所
1979 年	11月	税理士登録 公認会計士・税理士髙橋正彦事務所　開設 同　事務所長
2010 年	６月	新日本有限責任監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）退所
2011 年	６月	当社　社外監査役（現任）

川下　政美氏（1949年９月３日生まれ）

1973 年	４月	日本特殊陶業株式会社　入社
2005 年	６月	同　取締役
2008 年	６月	同　常務取締役
2009 年	２月	同　専務取締役
2009 年	６月	同　代表取締役副社長
2011 年	６月	同　最高顧問
2012 年	６月	同　顧問
2012 年	６月	当社　社外監査役
2015 年	６月	同　社外取締役（現任）

山川　隆久氏（1956年12月28日生まれ）

1981 年	４月	衆議院法制局　入局
1985 年	４月	東京弁護士会　登録
1985 年	４月	石原総合法律事務所　入所
2002 年	３月	ルネス総合法律事務所開設（現任）

（別紙４）

本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）

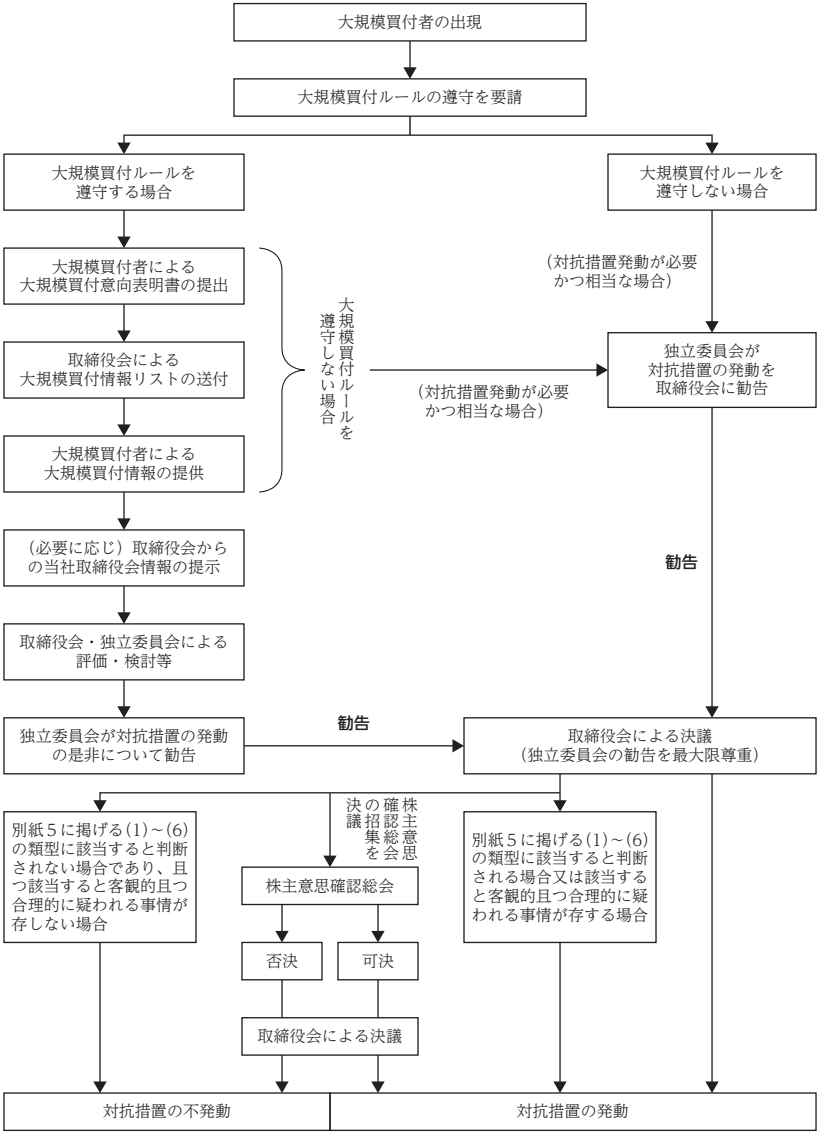

本チャートは、あくまで本対応方針の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本対応方針の詳細については、本議案本文をご参照ください。

（別紙５）

対抗措置発動の要件

（１）以下に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

（ａ）大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

（ｂ）当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合

（ｃ）当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合

（ｄ）当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合

（２）大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

（３）大規模買付者の提案する大規模買付行為の経済条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買付対価の支払時期及び方法を含みます。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

（４）大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

（５）大規模買付者が反社会的勢力又はこれに準ずる者と判断される場合

（６）大規模買付者の提案（大規模買付行為の経済条件のほか、大規模買付行為の違法性の有無、実現可能性、大規模買付行為後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為後における当社の株主（大規模買付者を除きます。）の皆様、顧客、従業員その他の利害関係者に対する対応方針を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力と開発力、お客様との信頼関係等を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される場合

（別紙６）

本新株予約権の概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数以上で別途定める数と同数とします。

２．割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）１株につき１個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は１株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式１株当たりの金額は１円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

７．本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[1]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[2]、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者[3]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、当社による下記８．のとおり、本新株予約権の取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権１個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

[1]「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[2]「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[3]ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に規定されます。）をいいます。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、現下の当社経営体制に鑑み、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1.**

関（せき）　敬史（けいし）（1964年４月６日生）　再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年４月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
1997年10月	当社入社
2000年２月	旧FUJIMI CORPORATION社長
2003年６月	当社取締役新規事業本部長
2005年４月	同　取締役CMP事業本部長
2008年４月	同　代表取締役社長
2013年１月	同　代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役
2013年８月	同　代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
2014年４月	同　代表取締役社長兼CMP事業本部長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
2015年４月	同　代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役
2016年４月	同　代表取締役社長
2020年４月	同　代表取締役社長兼財務本部長 現在に至る

所有する当社株式の数
445,831株

取締役在任年数
17年

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

取締役候補者とした理由

関敬史氏は、2008年に代表取締役社長に就任し、長年にわたり当社経営及び海外子会社の統括にあたっております。その経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号
2. 伊藤広一（1955年12月30日生） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年３月　当社入社
2008年４月　同　生産本部長
2010年６月　同　取締役生産本部長
2011年４月　同　取締役品質保証本部長
2012年４月　同　常務取締役品質保証本部長
2013年４月　同　常務取締役生産本部長兼品質保証本部長
2014年４月　同　常務取締役品質保証本部長
現在に至る

所有する当社株式の数
4,258株

取締役在任年数
10年

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

取締役候補者とした理由

伊藤広一氏は、生産部門及び品質保証部門の統括にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号
3. 大脇寿樹（1960年12月27日生） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月　当社入社
1999年４月　旧FUJIMI AMERICA INC.（現　FUJIMI CORPORATION）出向
2011年４月　当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長
2012年６月　同　取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長
2014年４月　同　取締役機能材事業本部長
2017年４月　同　取締役機能材事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長
現在に至る

所有する当社株式の数
14,272株

取締役在任年数
８年

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

取締役候補者とした理由

大脇寿樹氏は、ディスク事業部門、機能材事業部門、溶射材事業部門の統括及び海外子会社の経営にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号
4. 鈴木勝弘（1962年３月９日生） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年４月	当社入社
1992年７月	旧FUJIMI AMERICA INC.（現 FUJIMI CORPORATION）出向
2005年４月	FUJIMI CORPORATION ディレクター
2011年４月	当社シリコン事業本部長
2012年６月	同 取締役シリコン事業本部長
2015年４月	同 取締役シリコン事業本部長兼CMP事業本部長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長
2016年４月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION社長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
2018年４月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
	現在に至る

所有する当社株式の数
15,872株

取締役在任年数
８年

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

取締役候補者とした理由

鈴木勝弘氏は、シリコン事業部門、CMP事業部門の統括及び海外子会社の経営にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号
5. 川下政美（1949年９月３日生） 再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年４月	日本特殊陶業株式会社入社
2004年７月	同 自動車関連事業本部営業本部中国部長
2005年６月	同 取締役
2008年６月	同 常務取締役
2009年２月	同 専務取締役
2009年６月	同 代表取締役副社長
2011年６月	同 最高顧問
2012年６月	同 顧問
2012年６月	当社 社外監査役
2015年６月	同 社外取締役
	現在に至る

所有する当社株式の数
－株

社外取締役在任年数
５年
（社外監査役在任年数
３年）

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

社外取締役候補者とした理由

川下政美氏は、日本特殊陶業株式会社の経営者として培われた専門的な知識・経験等を有し、当社経営に対し客観的な視点での提言を頂いております。今後もこれらの豊富な経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と日本特殊陶業株式会社との2017年度以降の３ヵ年の取引は連結売上高の１％未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

6. 浅井侯序（あさい よしつぐ）（1954年５月16日生）

再任　社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年４月	ブラザー工業株式会社入社
1989年７月	BROTHER INDUSTRIES（AUST）PTY LTD出向　同社代表取締役
2000年10月	ブラザー工業株式会社　総合企画部長
2004年６月	同　執行役員I&Dカンパニー EVP*経営企画部長
2006年４月	同　執行役員人事部長
2011年４月	同　常務執行役員法務総務部長
2016年４月	同　常務執行役員
2017年６月	当社　社外取締役
	現在に至る

* EVP：エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント

所有する当社株式の数
1,441株

社外取締役在任年数
３年

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

社外取締役候補者とした理由

浅井侯序氏は、ブラザー工業株式会社の執行役員等の要職を歴任し、経営上求められる判断力、見識等を有し、当社経営に対し客観的な視点での提言を頂いております。今後もこれらの豊富な経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とブラザー工業株式会社との2017年度以降の３ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

（注）１.川下政美氏、浅井侯序氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
２.当社は川下政美氏、浅井侯序氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次の通りであります。
(1)社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
(2)上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
３.候補者の所有する当社の株式数にはフジミインコーポレーテッド役員持株会における本人持分が含まれております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役岡野勝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

岡野（おかの）　勝（まさる）（1952年２月28日生）　再任　社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年４月　三菱電機株式会社入社
2002年10月　同　社会e-ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業所　社会ｼｽﾃﾑ部長
2004年４月　同　社会e-ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業所　副所長
2005年４月　同　神戸製作所　副所長
2006年４月　名菱電子株式会社入社
2006年６月　同　代表取締役社長
2015年６月　同　相談役
2015年６月　当社　社外監査役
現在に至る

所有する当社株式の数
-株

社外監査役在任年数
５年

当期における取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

当期における監査役会への出席状況
15回/15回（100%）

社外監査役候補者とした理由

岡野勝氏は、三菱電機株式会社及び名菱電子株式会社において培われた経営者としての専門的な知識・経験等をもとに、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と三菱電機株式会社との2017年度以降の３ヵ年の取引は連結売上高の１％未満であり、仕入はありません。
また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

（注）１.岡野勝氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
２.当社は岡野勝氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岡野勝氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次の通りであります。
(1)社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
(2)上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

林（はやし）　伸文（のぶふみ）（1955年４月12日生）　社外

所有する当社株式の数
－株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年３月　昭和監査法人大阪事務所入所
（現 EY新日本有限責任監査法人）
1981年９月　監査法人丸の内会計事務所入所
1982年３月　公認会計士登録
1995年８月　監査法人トーマツ　社員就任
（現 有限責任監査法人トーマツ）
2014年９月　有限責任監査法人トーマツ退所
2014年10月　公認会計士林伸文事務所開設
現在に至る

補欠社外監査役候補者とした理由

林伸文氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しております。また、公認会計士事務所の代表者として経営全般に関する見識を有しており、これらの経験や実績をもとに社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

（注）１.林伸文氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
２.林伸文氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は次の通りであります。
(1)社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
(2)上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

（ご参考）社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断します。

1．当社との関係
(1)当社及び当社の関係会社の役員又は使用人である者

2．株主との関係
(1)当社の主要株主（議決権ベース10％以上）である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員（以下「役員」とする）又は使用人
(2)最近５年間において当社の主要株主である会社の役員又は使用人であった者
(3)当社が主要株主である会社の役員又は使用人である者

3．取引先企業との関係
(1)最近３年間において、当社又は関係会社を主要な取引先（※１）としていた者
※１　主要な取引先：当社および関係会社への売上が連結売上高（年間）の１％を超える取引先
(2)最近３年間において、当社の主要な取引先（※２）であった者
※２　主要な取引先：当社の連結売上高（年間）の１％以上の売上がある取引先

4．経済的利害関係者
(1)当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の現在の役員又は使用人である者

5．専門的サービス提供者
(1)当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
(2)最近３年間において、当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であった者で、当社又は関係会社の監査業務を実際に担当していた者（現在退職又は退所している者を含む）
(3)上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

6．近親者
(1)当社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
(2)二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
(3)二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は関係会社から、過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
(4)当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

以上

（提供書面）

事業報告（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

1　企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、期初から第３四半期にかけて、米国では緩やかながら景気拡大が持続した一方、日本・欧州では景気の足踏み状態が続き、中国では貿易摩擦の影響を受け景気は減速傾向にありました。第４四半期については、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、世界経済は不透明感が急速に強まりました。また、世界半導体市場は、ロジックデバイスでは市況は堅調であるものの、メモリデバイスでは需要減退による稼働調整局面が続き、シリコンウェハー市場も軟調に推移しました。

こうした状況下、当社グループでは一丸となって売上拡大とコスト削減に努めました結果、当連結会計年度の業績は、売上高38,408百万円(前期比2.7％増)、営業利益6,007百万円（前期比13.1％増）、経常利益6,177百万円（前期比9.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,270百万円（前期比0.1％増）となりました。

（セグメント別売上高）

日本　売上高21,894百万円（前期比1.6％増）

売上高構成比

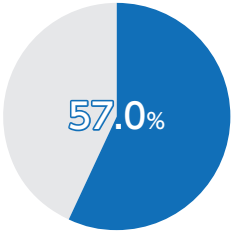

売上高　（単位：百万円）

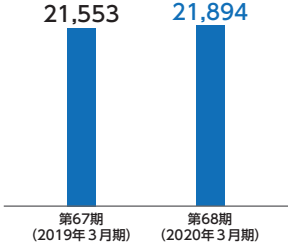

日本につきましては、非半導体向け製品の販売が減少したものの、最先端半導体デバイス向けＣＭＰ製品の販売が増加したことにより、売上高は21,894百万円（前期比1.6％増）、セグメント利益（営業利益）は5,434百万円（前期比5.0％増）となりました。

北米　売上高5,738百万円（前期比4.7％減）

売上高構成比

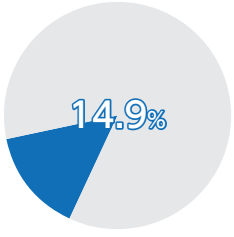

売上高　（単位：百万円）

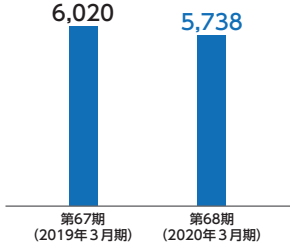

北米につきましては、ロジックデバイス向けＣＭＰ製品の販売は堅調に推移しましたが、シリコンウェハー向け製品やメモリデバイス向けＣＭＰ製品の販売が減少したことから、売上高は5,738百万円（前期比4.7％減）、セグメント利益（営業利益）は売上減少に加え製品構成等の変化により、282百万円（前期比52.8％減）となりました。

アジア　売上高 9,252百万円（前期比13.2%増）

売上高構成比

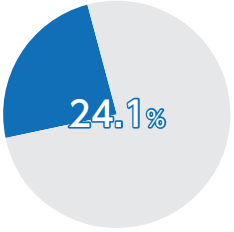

売上高　（単位：百万円）

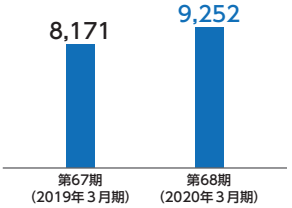

アジアにつきましては、ハードディスク向け製品の販売が減少したものの、最先端ロジックデバイス向けＣＭＰ製品の販売が好調に推移したことから、売上高は9,252百万円（前期比13.2%増）、セグメント利益（営業利益）は1,954百万円（前期比47.2%増）となりました。

欧州　売上高 1,522百万円（前期比7.7%減）

売上高構成比

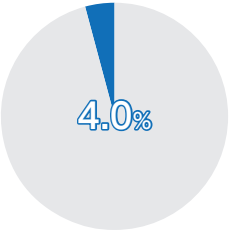

売上高　（単位：百万円）

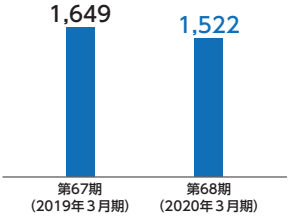

欧州につきましては、シリコンウェハー向け製品の販売が減少し、売上高は1,522百万円（前期比7.7%減）、セグメント利益（営業利益）は199百万円（前期比4.6%減）となりました。

（用途別売上高）
ウェハーラッピング

売上高　3,838百万円（前期比10.7%減）

売上高構成比

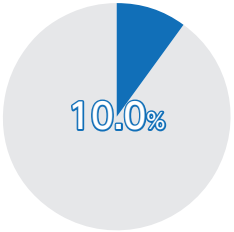

売上高　（単位：百万円）

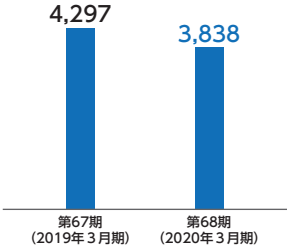

シリコンウェハー向け製品につきましては、特に小口径シリコンウェハー市場の減速により、ラッピング材の売上高は3,838百万円（前期比10.7%減）となりました。

ウェハーポリシング

売上高　9,006百万円（前期比4.5%増）

売上高構成比

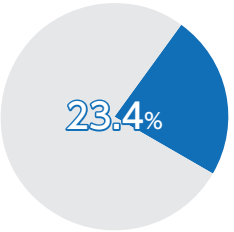

売上高　（単位：百万円）

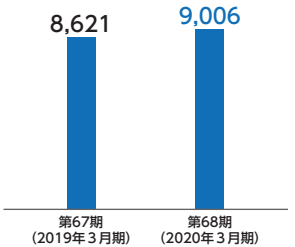

ポリシング材につきましては、当社製品の採用が拡大したことから、売上高は9,006百万円（前期比4.5%増）となりました。

CMP向け

売上高 17,361百万円（前期比13.4%増）

売上高構成比

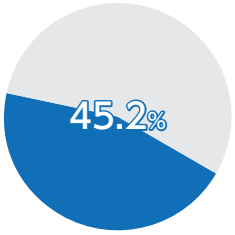

売上高

（単位：百万円）

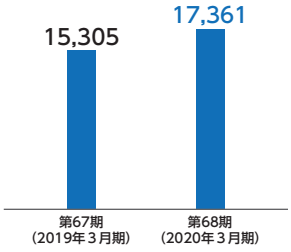

CMP向け製品につきましては、メモリデバイス市況は停滞したものの、最先端半導体デバイス向け製品の販売が増加したことにより、売上高は17,361百万円（前期比13.4%増）となりました。

ハードディスク向け

売上高 2,164百万円（前期比4.5%減）

売上高構成比

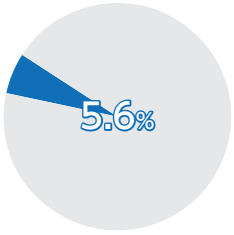

売上高

（単位：百万円）

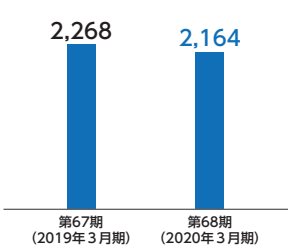

ハードディスク向け製品につきましては、ＳＳＤ（ソリッドステート・ドライブ）への置き換えによる市場の縮小及び顧客の生産プロセス変更の影響により、売上高は2,164百万円（前期比4.5%減）となりました。

一般工業用研磨材

売上高 3,571百万円（前期比9.2%減）

売上高構成比

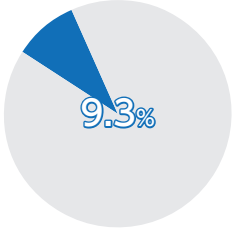

売上高

（単位：百万円）

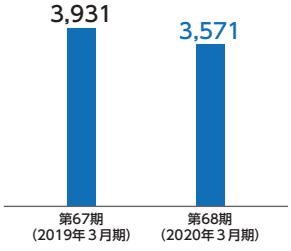

非半導体関連の一般工業用研磨材につきましては、中国の景気減速等の影響により需要が減少し、売上高は3,571百万円（前期比9.2%減）となりました。

その他

売上高 2,465百万円（前期比17.0%減）

売上高構成比

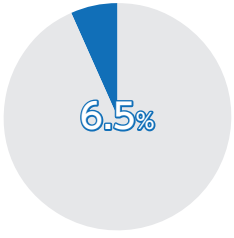

売上高

（単位：百万円）

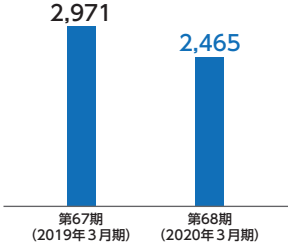

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,030百万円でありました。

⑶ 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

⑷ 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 65 期 2017年３月期	第 66 期 2018年３月期	第 67 期 2019年３月期	第 68 期 (当連結会計年度) 2020年３月期
売上高（百万円）	33,092	35,788	37,394	38,408
経常利益（百万円）	4,519	4,728	5,637	6,177
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,350	3,011	4,265	4,270
１株当たり当期純利益（円）	135.77	122.16	173.07	172.98
総資産（百万円）	53,698	55,439	57,848	59,496
純資産（百万円）	46,164	47,848	50,231	52,079
１株当たり純資産額（円）	1,872.91	1,941.26	2,037.96	2,106.74

（注）　１株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）及び株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）が保有する当社株式を含めております。（前連結会計年度383,700株、当連結会計年度346,311株）

１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）及び株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）が保有する当社株式を含めております。（前連結会計年度383,700株、当連結会計年度311,200株）

⑸ 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主 な 事 業 内 容
FUJIMI CORPORATION	330千 米ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.	5,000千 マレーシアリンギット	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI EUROPE GmbH	25千 ユーロ	100.0%	研磨材等の販売
臺灣福吉米股份有限公司 （FUJIMI TAIWAN LIMITED）	800,000千 新台湾ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI KOREA LIMITED	200,000千 韓国ウォン	100.0%	研磨材等の販売支援
深圳福吉米科技有限公司 （FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.）	3,000千 人民元	100.0%	研磨材等の販売支援

⑹ 対処すべき課題

当社が主に事業展開している半導体市場は好不況の波が激しい産業構造にあり、当社においては、その波から受ける影響を緩和させ、売上の安定化と更なる拡大を目指し、事業領域の拡大に努めてまいりました。しかしながら、2016年夏以降、ロジックデバイス、メモリデバイスともに堅調な需要に支えられ、シリコン事業及びＣＭＰ事業の売上が大きく伸長した結果、当社の半導体市場への依存度が高まる状況となっております。このように、依存度が高まっている半導体市場に対して、当社としては、中長期的にはかつてのように前年比二桁成長が続くことを期待することは困難であると考えております。このため、新規事業本部及び先端技術研究所においては引き続き短期及び中長期視点での研究開発と新規事業の探索・育成による事業領域の拡大に努めるとともに、機能材事業本部を中心に非半導体領域及び非研磨分野での用途拡大を進めていくことが当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。

具体的な内容については、「７．会社の支配に関する基本方針　２．基本方針の実現に資する取組みの概要　② 企業価値向上のための取組み(中長期経営計画)」に記載のとおりであります。

⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売及びこれらに付帯する一切の事業であります。

⑻ 主要な事務所及び工場（2020年３月31日現在）

① 当　社

本　　社	：	愛知県清須市	
工　　場	：	[枇杷島工場]	愛知県清須市
		[稲沢工場]	愛知県稲沢市
		[各務原工場]	岐阜県各務原市
		[各務東町工場]	岐阜県各務原市
研究開発センター	：	岐阜県各務原市	
先端技術研究所	：	岐阜県各務原市	
物流センター	：	岐阜県各務原市	
東京事務所	：	東京都千代田区	
上海事務所	：	中国	

② 子会社等

1）FUJIMI CORPORATION
　所在地　：　米国
2）FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.
　所在地　：　マレーシア
3）FUJIMI EUROPE GmbH
　所在地　：　ドイツ
4）FUJIMI TAIWAN LIMITED
　所在地　：　台湾
5）FUJIMI KOREA LIMITED
　所在地　：　韓国
6）FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.
　所在地　：　中国

⑼ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	577名	51名増
北米	108名	6名減
アジア	159名	5名増
欧州	5名	－
全社（共通）	59名	3名減
合計	908名	47名増

（注）１．全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
２．使用人数には、嘱託、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

当事業年度末使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
636名	48名増	41.7歳	13.8年

（注）使用人数には、嘱託、当社から社外への出向者、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 120,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 28,699,500株

(3) **株主数** 5,345名

(4) **大株主**（上位10名）

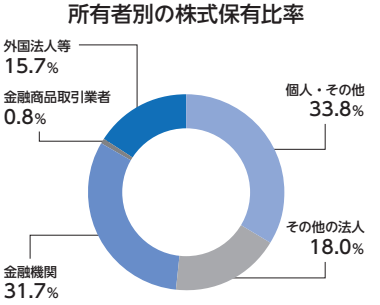

株主名	持株数	持株比率（注１．２．）
有限会社コマ	3,743千株	14.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,812	7.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,469	5.8
株式会社かんぽ生命保険（常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）	1,005	4.0
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	728	2.9
越山勇	717	2.8
フジミ取引先持株会	665	2.6
日本生命保険相互会社（常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	639	2.5
一般財団法人越山科学技術振興財団	600	2.3
野田純孝	520	2.0

（注）１．持株比率は、自己株式(3,667,911株)を控除して計算しております。
２．当社は、株式給付信託（ＢＢＴ）及び株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）を導入しております。
このため資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が当社株式311,200株を保有しておりますが、自己株式に含まれておりません。なお、当事業年度において、当社株式72,500株が減少しておりますが、これは株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）における給付によるものです。

⑸ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関　敬史	
常務取締役	伊藤広一	品質保証本部長
取締役	鈴木　彰	財務本部長
取締役	大脇寿樹	機能材事業本部長兼 FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長
取締役	鈴木勝弘	CMP事業本部長兼 FUJIMI CORPORATION会長兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
取締役	川下政美	
取締役	浅井侯序	
常勤監査役	藤川佳明	
監査役	髙橋正彦	髙橋正彦事務所所長　公認会計士・税理士
監査役	岡野　勝	

（注）１．当社と社外取締役川下政美氏及び浅井侯序氏、社外監査役髙橋正彦氏及び岡野勝氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
ア．社外取締役、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
イ．上記の責任限定が認められるのは、社外取締役、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
２．取締役川下政美氏及び浅井侯序氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．監査役髙橋正彦氏及び岡野勝氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．監査役髙橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．2020年２月４日の取締役会決議により、2020年４月１日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況の一部を次のとおり変更いたしました。

氏名	変更前	変更後
関　敬史	代表取締役社長	代表取締役社長兼財務本部長
鈴木　彰	取締役財務本部長	取締役社長補佐

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　７名　　200百万円　（うち社外取締役　２名　15百万円）
監査役　　３名　　31百万円　（うち社外監査役　２名　12百万円）

（注）１．上記のほか、次のとおりの支給があります。
取締役　　使用人兼務の場合の使用人分給与　　54百万円

① 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年６月23日開催の定時株主総会において、取締役報酬を「年額480百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役報酬を「年額60百万円以内」と決議いただいております。

② 報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与85百万円が含まれております。

２．上記の報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度 株式給付引当金（ＢＢＴ）の当事業年度費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、６百万円であります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は「４.会社役員に関する事項 ⑴ 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	川下政美	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。
取締役	浅井侯序	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において執行役員等の要職を歴任した経験と知見に基づいた発言を行っております。
監査役	髙橋正彦	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的知見に基づいた発言を行っております。
監査役	岡野勝	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	34百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1．会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、これらは適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行なっております。

3．当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。
（最終改定：2019年９月17日）

1．取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
（２）当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
（３）内部監査室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
（４）内部監査室は法務部と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
（５）当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
（２）社長室は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
（３）内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会及び監査役会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。
（１）定時取締役会を月１回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
（２）機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
（３）取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業別、部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

（１）当社は、各子会社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
（２）当社は、各子会社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
（３）当社は、各子会社に経営上の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
（４）内部監査室は、グループ全体の内部統制を担当する。

（5）内部監査室は、各子会社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要な各子会社への指導・支援を実施する。
（6）内部監査室は、当社及び各子会社への内部監査を実施し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

6．監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

（1）監査役は、監査役の職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
（2）監査役の職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役の職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

7．取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
①当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
②重大な法令及び定款違反
③内部監査の実施状況
④倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
⑤その他重要な業務執行の状況
（2）当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、以下のことを行う。
①取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
②稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
③取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
④代表取締役と定期的に意見交換を行う。
⑤会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
（2）監査役の職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

①組織として対応
②外部専門組織との連携
③取引を含めた一切の関係遮断
④有事における民事と刑事の法的対応
⑤裏取引や資金の提供の禁止

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は当社及び各子会社を対象として、遵法性と効率性の観点から業務の適正を確保することを目的として、前記「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）」に則って運用しており、その主な取組みは以下のとおりです。

1．取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

（1）取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範、「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、社長室及び内部監査室が中心となり全従業員向けコンプライアンス遵守に関する教育を実施しております。受講終了後に、全従業員（経営陣を含む）より受講確認書を受領しております。

（2）当社は、公益通報者保護法に基づいた「公益通報者保護規程」を制定しており、内部通報の内容を賞罰委員会及び監査役に報告しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、関係する情報を文書管理規程に従い重要な文書として記録し、定められた期間に亘り保存及び管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、業務執行に係るリスクを低減するため、リスク管理規程に基づき、年２回リスク管理委員会を開催しております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、月１回の定時取締役会を、加えて必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、当期は合計19回開催しました。なお、取締役会で審議される事項は、経営会議にて予め審議しております。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社管理体制）

（1）各子会社の取締役及び従業員等に「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、経営幹部、社長室及び内部監査室が全従業員向けに教育を実施しております。

（2）当社及び各子会社はグローバルリスク管理委員会を年２回開催し､様々なリスクについて審議することにより子会社を含めたグローバルベースのリスク管理を機能させております。

（3）当社の経営幹部は各子会社より月次または適時に業務の適正性について報告を受け執行の状況の確認をしております。

6．監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

当期においては、監査役から監査役職務を補佐すべき使用人を置く必要があるとの申し出を受けておりません。

7．取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（1）監査役は、当社取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、各子会社から提出される月報等を確認するなどしたうえで必要に応じ、各社役職者に対してその説明を求めております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。

（2）取締役は､監査役に対し当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行っております。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を必要に応じ閲覧できる環境下にあります。また､監査役･会計監査人･内部監査室の三様監査を通じて、監査役監査が実効性あるよう対応しております。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針として「倫理綱領」「企業理念」に定め、全従業員へ当該基本方針の遵守を徹底しております。当社は警察関係機関等の外部専門機関、弁護士等外部専門家と連携し、積極的に情報交換に努めております。また、当社は、取引基本契約等へ反社会的勢力排除条項を設定しております。

7　会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

1．基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記３．②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、2020年３月31日現在における当社の大株主の状況は、２．「会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウ等の無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらを中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2．基本方針の実現に資する取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なＣＭＰ（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨等、高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして市場優位性を維持しております。

当社は、超精密研磨分野において長年にわたってお客様の要求に応え続けるとともに、開発・製造技術の向上・蓄積に努めてまいりました。その過程において、お客様との信頼関係を築き上げ、柱となる３つのコア技術「ろ過・分級・精製技術」「パウダー技術」「ケミカル技術」を確立しました。「ろ過・分級・精製技術」は、砥粒の粒度分布を制御し、研磨対象物の品質に悪影響を及ぼす粗大粒子や不純物を除去する技術、「パウダー技術」は、粒子の形状を制御し、異なる粒子を均一に混ぜ合わせ造粒する技術、「ケミカル技術」は、研磨材の性能向上に寄与する分散・溶解・表面保護作用を発現させる添加剤を適切に選定する技術です。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土により、企業競争力を高めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

② 企業価値向上のための取組み(中長期経営計画)

2016年11月に策定した現行の中長期経営計画では、「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を中長期企業ビジョンに据えました。これは、社員一人ひとりから自発的なアイデアとチャレンジが次々と生まれ、それを育む土壌を整えることで、環境の変化に対応し、目指すべき最終ゴールである企業文化ビジョンに掲げた「強く、やさしく、面白い」会社に向かっていくことを意図したものです。

当社が主たる事業領域としている半導体市場の環境変化は激しさを増しており、売上高の８割近くを半導体関連分野が占める当社への影響も小さくありません。長らく半導体市場の主役であったパソコンに代わり、市場を牽引してきたスマートフォンも既に成長率は大きく鈍化し、ポストスマートフォンとしてＡＩ、ＩｏＴ、自動運転等業界の動きが活発化しております。こうした事業環境下、安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、特定の市場や用途に偏ることがない事業構造が必要であると考え、非半導体関連売上構成比の向上を目指してまいりました。一方で、当社は2012年に事業ドメインを「パウダー＆サーフェス」と定めましたが、実際のところは従前同様に研磨材を中心にした事業活動が軸となっておりました。

中長期経営計画では、成長の方向性として目指す事業ドメインを改めて「パウダー＆サーフェス」と再認識するとともに、「表面加工ソリューション」を新たに掲げ、新規事業売上構成比、非半導体向け売上構成比及び非研磨分野売上構成比の向上に向けた取組みを進めております。また、新規用途の拡充及び新規事業の育成・獲得も中長期経営計画の一つの柱としており、短期的には既存事業での深掘りと周辺領域の新規用途開拓を進め、中期的には「パウダー＆サーフェス」を意識した非研磨用途・事業を拡充し、更に長期視点では新規事業・新技術育成を進めております。なお、長期視点の活動につきましては、2015年４月に先端技術研究所を設置し、既存事業の基盤強化と中長期視点での研究開発、新規事業機会の探索と創出及び当社技術の強みを体系化・全社共有化・伝播することに取組んでおります。その取組みの一環として当社事業の強化と新規事業創出のスピードアップを目的として、同年11月にコーポレート・ベンチャー・キャピタルファンドを設立し、独自技術を有する複数のベンチャー企業に対して出資を行っております。

上記取組み成果を測る指標として、新規事業売上構成比、非半導体向け売上構成比及び非研磨分野売上構成比について目標を定め、定期的に進捗の確認を行い、安定的かつ持続的な成長に繋げてまいります。

また、成長分野への積極投資と併せ株主の皆様への還元についても目標とする連結配当性向を50%以上とし強化しております。ＣＳＲ活動においては、これまでの活動に加え、両立支援、女性活躍推進等にもより一層力を注ぎ、持続的な企業価値増大を目指してまいります。

具体的な各事業毎の施策は以下のとおりであります。

[シリコン事業]
半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。切断から仕上げ研磨までトータルソリューションを可能とする高品質な製品・サービスを揃えております。益々高度化するお客様の要求に応えるべく、引き続き新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。また、近年、電気自動車、ハイブリッド自動車の普及が進む中で、注目度が高まっているパワーデバイス基板向け製品開発にも注力し、一部上市しております。
[CMP事業]
半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。半導体デバイスは高性能化、高密度化、高集積化に伴い、CMPが適用される工程は増加傾向にあります。お客様の製造・開発拠点に近い、日本、米国、台湾に製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を開発しております。また、成長が期待される中国市場に対しても、開発及び販売活動を推進しております。
[ディスク事業]
デジタルデータの記録媒体であるハードディスクドライブ用ディスク基板の製造工程に用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを実施することでお客様との信頼関係を構築しております。クラウドサービスや５Ｇにより送受信されるデータ容量の増加が見込まれており、データセンター向けのハードディスク需要が高まっている中で、次世代ディスク基板への要求を早期に入手し具現化するため基礎開発の拡充も図り、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。
[機能材事業]
電子部品、自動車、レンズ等の製造工程で使用される精密砥石、研磨布紙及びラッピング・ポリシング・ブラスト向けの研磨材と充填剤等として使用される機能性材を研究開発し製造販売する事業です。粒子形状・粒度分布制御及び造粒技術を始めとするパウダー技術を活かし、お客様のご要望に的確な対応をすることにより潜在的なニーズまでも引き出し、更に信頼を高めてまいります。また、パウダーの新たな用途についても技術力を強化し、探索を進めております。
[溶射材事業]
半導体装置、航空機及び鉄鋼等様々な業界の機械部材の長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックス等の溶射材を研究開発し製造販売する事業です。独自の粉末造粒技術を一層強化し、タイムリーなソリューション提案を行うとともに、新規市場として期待される３Ｄプリンター用超硬材料等の開発にも注力し、売上拡大を目指してまいります。

［新規事業］

既存事業以外の様々な新規用途で用いられる、多種多様な材料（金属、樹脂、セラミック、複合材料等）や形状（２次元、３次元形状）に対応した研磨材等を研究開発し製造販売する事業です。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面創成のご要望に、研磨材のみならず用途に応じた周辺消耗材や装置、加工プロセスまでを含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

３．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記１．記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的かつ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速かつ的確に講じる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新することを決定し、2018年６月22日開催の定時株主総会で承認を得ました。（以下「本対応方針」といいます。）

② 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付けその他の取得、もしくは、（イ）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けのいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（「７．会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。）を適用対象としています。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めています。

取締役会は、（ア）大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は（イ）大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、

この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

4．上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記２．記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また、上記３．記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、（ア）株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合があるなど、株主意思を重視するものであること、（イ）経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえていること、（ウ）合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、（エ）当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、（オ）本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、（カ）当社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社のウェブサイト(http://www.fujimiinc.co.jp)の2020年５月13日付のニュースリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**41,279**	**流動負債**	**6,395**
現金及び預金	23,769	支払手形及び買掛金	2,499
受取手形及び売掛金	8,228	未払法人税等	767
有価証券	1,499	賞与引当金	1,242
商品及び製品	3,695	その他	1,886
仕掛品	988	**固定負債**	**1,021**
原材料及び貯蔵品	2,610	繰延税金負債	0
その他	503	退職給付に係る負債	752
貸倒引当金	△18	株式給付引当金	157
固定資産	**18,217**	その他	110
有形固定資産	**13,933**	**負債合計**	**7,416**
建物及び構築物	6,788	（純資産の部）	
機械装置及び運搬具	1,615	**株主資本**	**51,998**
土地	3,647	**資本金**	**4,753**
建設仮勘定	533	**資本剰余金**	**5,570**
その他	1,347	**利益剰余金**	**47,124**
無形固定資産	**437**	**自己株式**	**△5,449**
ソフトウエア	195	**その他の包括利益累計額**	**80**
その他	241	その他有価証券評価差額金	94
投資その他の資産	**3,846**	為替換算調整勘定	30
投資有価証券	2,939	退職給付に係る調整累計額	△44
繰延税金資産	787	**純資産合計**	**52,079**
その他	129		
貸倒引当金	△9		
資産合計	**59,496**	**負債及び純資産合計**	**59,496**

連結損益計算書（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**38,408**
売上原価		**21,588**
売上総利益		**16,819**
販売費及び一般管理費		**10,811**
営業利益		**6,007**
営業外収益		
受取利息	120	
受取配当金	30	
廃棄物処分益	30	
その他	40	221
営業外費用		
為替差損	29	
固定資産除却損	12	
その他	9	51
経常利益		**6,177**
特別損失		
減損損失	413	413
税金等調整前当期純利益		**5,764**
法人税、住民税及び事業税	1,490	
法人税等調整額	3	1,493
当期純利益		**4,270**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,270**

連結株主資本等変動計算書（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,753	5,570	45,031	△5,641	49,714
当期変動額					
剰余金の配当			△2,177		△2,177
親会社株主に帰属する当期純利益			4,270		4,270
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				191	191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,092	191	2,284
当期末残高	4,753	5,570	47,124	△5,449	51,998

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	141	436	△60	517	50,231
当期変動額					
剰余金の配当					△2,177
親会社株主に帰属する当期純利益					4,270
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△46	△405	16	△436	△436
当期変動額合計	△46	△405	16	△436	1,847
当期末残高	94	30	△44	80	52,079

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**31,452**	**流動負債**	**5,379**
現金及び預金	16,332	支払手形	90
受取手形	506	買掛金	1,889
売掛金	7,535	未払金	1,223
有価証券	1,499	未払費用	283
商品及び製品	2,132	未払法人税等	442
仕掛品	943	賞与引当金	1,092
原材料及び貯蔵品	2,041	その他	357
前払費用	98	**固定負債**	**879**
その他	381	退職給付引当金	688
貸倒引当金	△18	株式給付引当金	157
固定資産	**19,622**	その他	33
有形固定資産	**10,160**	**負債合計**	**6,258**
建物	3,800	**（純資産の部）**	
構築物	155	**株主資本**	**44,720**
機械装置	1,327	**資本金**	**4,753**
工具器具備品	904	**資本剰余金**	**5,570**
土地	3,554	資本準備金	5,038
建設仮勘定	408	その他資本剰余金	532
その他	10	**利益剰余金**	**39,846**
無形固定資産	**404**	利益準備金	362
ソフトウエア	163	その他利益剰余金	39,484
その他	241	別途積立金	35,500
投資その他の資産	**9,056**	繰越利益剰余金	3,984
投資有価証券	2,664	**自己株式**	**△5,449**
関係会社株式	5,224	**評価・換算差額等**	**94**
その他の関係会社有価証券	275	その他有価証券評価差額金	94
繰延税金資産	817	**純資産合計**	**44,815**
その他	84		
貸倒引当金	△9		
資産合計	**51,074**	**負債及び純資産合計**	**51,074**

損益計算書（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**28,710**
売上原価		**16,782**
売上総利益		**11,928**
販売費及び一般管理費		**8,605**
営業利益		**3,322**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	1,466	
その他	81	1,551
営業外費用		
為替差損	37	
減価償却費	18	
その他	14	69
経常利益		**4,804**
特別損失		
減損損失	413	413
税引前当期純利益		**4,391**
法人税、住民税及び事業税	918	
法人税等調整額	△116	801
当期純利益		**3,589**

株主資本等変動計算書（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,753	5,038	532	5,570	362	34,500	3,572	38,435	△5,641	43,117
当期変動額										
剰余金の配当							△2,177	△2,177		△2,177
当期純利益							3,589	3,589		3,589
別途積立金の積立						1,000	△1,000	－		－
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									191	191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,000	411	1,411	191	1,603
当期末残高	4,753	5,038	532	5,570	362	35,500	3,984	39,846	△5,449	44,720

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	141	141	43,259
当期変動額			
剰余金の配当			△2,177
当期純利益			3,589
別途積立金の積立			－
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△46	△46	△46
当期変動額合計	△46	△46	1,556
当期末残高	94	94	44,815

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

株式会社フジミインコーポレーテッド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	井	淳 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今	泉	誠	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社フジミインコーポレーテッドの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジミインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

株式会社フジミインコーポレーテッド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　井　淳　一		㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今　泉　　誠		㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フジミインコーポレーテッドの2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

株式会社フジミインコーポレーテッド　監査役会

常勤監査役　藤　川　佳　明　㊞

社外監査役　髙　橋　正　彦　㊞

社外監査役　岡　野　　勝　㊞

以　上

ーメモー

ーメモー

株主総会会場ご案内図

会　　場　愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地１
にしび創造センター　ドレミホール（３階）
電話番号（052）－504－6361（代表）

最寄りの駅　●名古屋鉄道　--------＞下小田井駅（犬山線）　徒歩３分
西枇杷島駅（名古屋本線）　徒歩15分
●Ｊ　Ｒ　--------＞枇杷島駅　（東海道本線）　徒歩15分
●東海交通事業--------＞　〃　（城北線）　徒歩15分

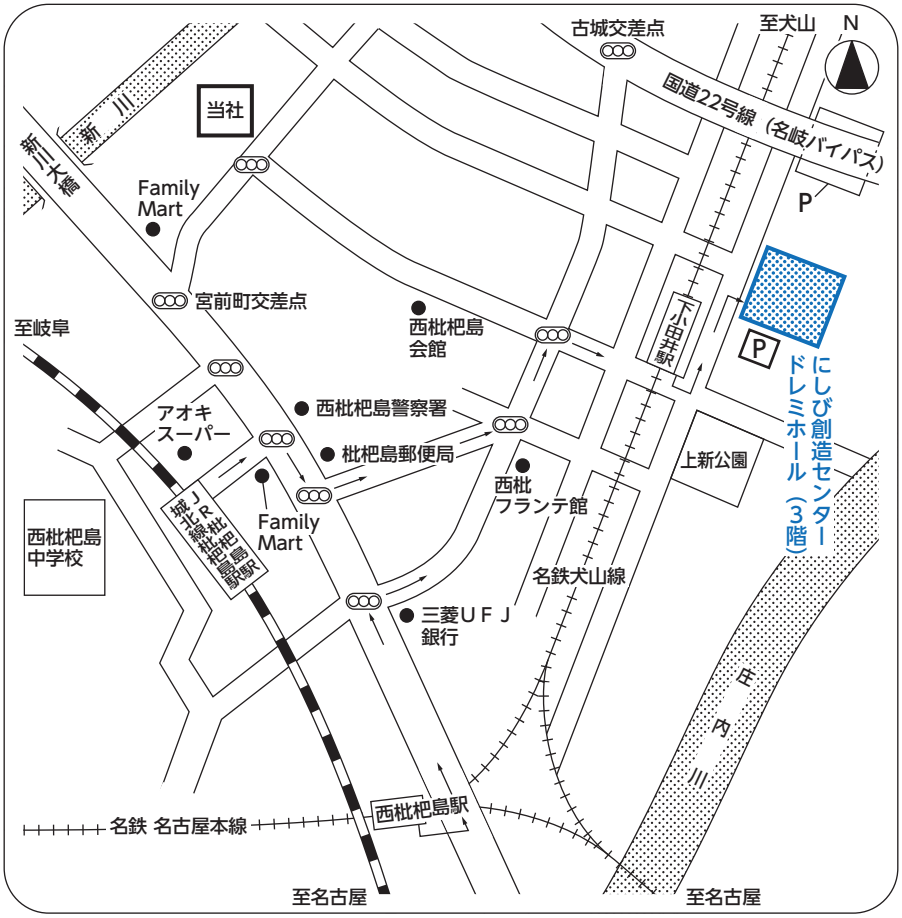

（注）　駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申しあげます。

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。